

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月1日

【四半期会計期間】 第131期第3四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 鳥居薬品株式会社

【英訳名】 TORII PHARMACEUTICAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田 剛一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

【電話番号】 03-3231-6811 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 高島 幸宏

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

【電話番号】 03-3231-6811 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 高島 幸宏

【縦覧に供する場所】 鳥居薬品株式会社 関東信越支社  
(さいたま市中央区新都心11番地2  
(明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー))

鳥居薬品株式会社 中部支社  
(名古屋市中区丸の内一丁目17番29号  
(NFC丸の内ビル))

鳥居薬品株式会社 関西支社  
(大阪市中央区本町二丁目1番6号  
(堺筋本町センタービル))

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第130期 第3四半期累計期間	第131期 第3四半期累計期間	第130期
会計期間		自 2021年1月1日 至 2021年9月30日	自 2022年1月1日 至 2022年9月30日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売上高	(百万円)	33,437	35,315	46,987
経常利益	(百万円)	3,257	3,918	4,847
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,238	2,856	3,374
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	5,190	5,190	5,190
発行済株式総数	(株)	28,800,000	28,800,000	28,800,000
純資産額	(百万円)	115,887	118,269	117,015
総資産額	(百万円)	128,751	129,677	130,810
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	79.68	101.66	120.13
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	24.00	24.00	48.00
自己資本比率	(%)	90.0	91.2	89.5

回次		第130期 第3四半期会計期間	第131期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	35.38	35.96

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。  
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。  
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社の企業集団(当社及び親会社)において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

また、関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績

当第3四半期累計期間の経営成績につきましては、以下のとおりです。

	2021年12月期 第3四半期累計期間	2022年12月期 第3四半期累計期間	増減額	増減率
売上高(百万円)	33,437	35,315	-	-
営業利益(百万円)	3,153	4,066	912	28.9%
経常利益(百万円)	3,257	3,918	660	20.3%
四半期純利益(百万円)	2,238	2,856	618	27.6%

(注) 第1四半期会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、売上高の増減額、増減率は記載しておりません。

当社は、第1四半期会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。このため、比較対象となる前第3四半期累計期間の収益認識基準が異なることから、当第3四半期累計期間の経営成績については、売上高、費用面に関しては前第3四半期累計期間と比較しての増減額及び増減率(%)は記載しておりません。なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用による営業利益、経常利益及び四半期純利益への影響はありません。詳細は「第4. 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更等)(会計方針の変更)(収益認識に関する会計基準等の適用)」に記載しております。

売上高は、「収益認識に関する会計基準」等の適用及び薬価改定による減少があったものの、アレルギー領域、皮膚疾患領域における販売数量の伸長等により、35,315百万円(前年同期は33,437百万円)となりました。

各フランチャイズ領域における主要な製品・商品の販売状況につきましては、以下のとおりです。

- ・腎・透析領域におきましては、「リオナ錠(高リン血症治療剤、鉄欠乏性貧血治療剤)」が5,037百万円(前年同期は4,941百万円)となり、「レミッチ(透析患者における経口そう痒症改善剤)」は後発品の影響に加えて薬価改定もあり2,613百万円(前年同期は3,780百万円)となりました。
- ・皮膚疾患領域におきましては、「コレクテム軟膏(外用JAK阻害剤)」が小児向け処方を含む販売数量の伸長により3,945百万円(前年同期は2,669百万円)となりました。なお、「アンテベート(外用副腎皮質ホルモン剤)」は薬価改定の影響により2,959百万円(前年同期は3,546百万円)となりました。
- ・アレルギー領域におきましては、アレルギー免疫療法のさらなる普及により「シダキュア スギ花粉舌下錠(アレルギー免疫療法薬)」は6,757百万円(前年同期は5,687百万円)となり、「ミティキュア ダニ舌下錠(アレルギー免疫療法薬)」は6,171百万円(前年同期は5,085百万円)となりました。

費用面におきましては、売上原価は18,394百万円(前年同期は16,190百万円)となり、販売費及び一般管理費は主に「収益認識に関する会計基準」等の適用による減少により、12,854百万円(前年同期は14,092百万円)となりました。

以上の結果、営業利益は4,066百万円と前年同期に比べ912百万円(28.9%)、経常利益は継続的な円安進行による仕入債務等に係る為替差損の増加、製造委託契約の解約違約金を営業外費用に計上したこと等により3,918百万円と前年同期に比べ660百万円(20.3%)、四半期純利益は政策保有株式の縮減に伴う投資有価証券売却益を特別利益に計上したこと等により2,856百万円と前年同期に比べ618百万円(27.6%)それぞれ増加しました。

前事業年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、医薬情報担当者(MR)の医療機関への訪問自粛等、事業活動に影響が生じておりますが、ITを活用した適正使用情報提供活動の拡充等により対応しております。なお、当第3四半期累計期間の業績への影響は軽微です。

## (2) 財政状態

当第3四半期会計期間末の総資産は、129,677百万円と前事業年度末に比べ1,133百万円(0.9%)減少しました。これは、投資有価証券が5,661百万円、現金及び預金が3,193百万円、投資その他の資産のその他に含まれる長期前払費用が493百万円増加しましたが、キャッシュ・マネージメント・システム預託金が9,190百万円、受取手形及び売掛金が1,068百万円減少したこと等によるものです。

負債につきましては、11,407百万円と前事業年度末に比べ2,387百万円(17.3%)減少しました。これは、流動負債のその他に含まれる未払金が1,217百万円、未払法人税等が805百万円、買掛金が466百万円減少したこと等によるものです。

純資産につきましては、118,269百万円と前事業年度末に比べ1,254百万円(1.1%)増加しました。これは、主に利益剰余金が1,507百万円増加したことによるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は1,089百万円です。

研究(共同)開発・導入活動の主な進捗及び成果につきましては、以下のとおりです。

(皮膚疾患領域)

アリル炭化水素受容体(AhR)モジュレーター「JTE-061」(一般名: tapinarof)

- ・日本たばこ産業株式会社と日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した「JTE-061」につきまして、2022年7月、日本国内で実施中の第 相臨床試験のうち、アトピー性皮膚炎患者を対象とした比較試験の速報結果を得ました。得られた速報結果では、有効性の主要評価項目について基剤に対する「JTE-061」の優越性が確認されました。また、安全性及び忍容性に関して、特に大きな問題は認められませんでした。今後、本試験と並行して実施中の他の臨床試験の成績等をもとに、日本国内における製造販売承認申請を目指します。
- ・「JTE-061」につきまして、2022年9月、日本国内で実施中の第 相臨床試験のうち、尋常性乾癬患者を対象とした比較試験の速報結果を得ました。得られた速報結果では、有効性の主要評価項目について基剤に対する「JTE-061」の優越性が確認されました。また、安全性及び忍容性に関して、特に大きな問題は認められませんでした。今後、本試験と並行して実施中の他の臨床試験の成績等をもとに、日本国内における製造販売承認申請を目指します。

皮膚疾患治療薬「T0-208」(Verrica Pharmaceuticals Inc. 開発番号: VP-102)

- ・Verrica Pharmaceuticals Inc. と日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結した「T0-208」につきまして、2022年7月、伝染性軟属腫を適応症とした日本国内における第 相臨床試験を開始しております。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,800,000	28,800,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株です。
計	28,800,000	28,800,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年9月30日		28,800,000		5,190		6,416

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である2022年6月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 701,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,071,100	280,711	
単元未満株式	普通株式 27,900		
発行済株式総数	28,800,000		
総株主の議決権		280,711	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。  
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式68株が含まれております。

【自己株式等】

2022年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 鳥居薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町 三丁目4番1号	701,000		701,000	2.43
計		701,000		701,000	2.43

(注) 自己株式は、2022年4月27日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分により、6,552株減少しました。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,012	7,205
キャッシュ・マネージメント・システム預託金	1 23,362	1 14,171
受取手形及び売掛金	22,010	20,942
有価証券	38,198	37,790
商品及び製品	5,542	5,995
原材料及び貯蔵品	3,221	2,847
その他	945	679
流動資産合計	97,292	89,633
固定資産		
有形固定資産	2,078	2,305
無形固定資産	512	556
投資その他の資産		
投資有価証券	22,309	27,970
その他	8,617	9,212
投資その他の資産合計	30,927	37,182
固定資産合計	33,518	40,044
資産合計	130,810	129,677
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	5,793	5,326
未払法人税等	1,536	731
賞与引当金	394	775
役員賞与引当金	13	10
返品調整引当金	1	-
その他	4,632	3,220
流動負債合計	12,372	10,064
固定負債		
退職給付引当金	837	736
その他	585	605
固定負債合計	1,423	1,342
負債合計	13,795	11,407
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,190	5,190
資本剰余金	6,445	6,453
利益剰余金	106,250	107,757
自己株式	1,393	1,381
株主資本合計	116,491	118,019
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	523	249
評価・換算差額等合計	523	249
純資産合計	117,015	118,269
負債純資産合計	130,810	129,677



(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期累計期間 (自2021年1月1日 至2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年9月30日)
売上高	33,437	35,315
売上原価	16,190	18,394
売上総利益	17,246	16,920
販売費及び一般管理費		
販売促進費	2,791	1,051
給料及び手当	2,930	2,927
賞与引当金繰入額	753	742
研究開発費	511	1,089
その他	7,104	7,043
販売費及び一般管理費合計	14,092	12,854
営業利益	3,153	4,066
営業外収益		
受取利息	111	111
受取配当金	68	75
その他	25	14
営業外収益合計	206	201
営業外費用		
支払利息	0	0
為替差損	56	153
投資事業組合運用損	44	47
解約違約金	-	140
その他	0	6
営業外費用合計	102	348
経常利益	3,257	3,918
特別利益		
新株予約権戻入益	10	-
投資有価証券売却益	-	187
特別利益合計	10	187
特別損失		
固定資産除却損	35	0
投資有価証券売却損	40	-
特別損失合計	75	0
税引前四半期純利益	3,191	4,105
法人税等	953	1,249
四半期純利益	2,238	2,856

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第3四半期累計期間  
(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、移転を約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費の一部を売上高から控除し、販売費及び一般管理費に計上していた運賃保管費と広告宣伝費の一部は売上原価としております。また、従来は流動負債に計上していた返品調整引当金については、返金負債として流動負債のその他に含めて表示しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は2,078百万円減少、売上原価は270百万円増加、販売費及び一般管理費は2,348百万円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響もありません。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従い、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

- 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、JTグループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している日本たばこ産業(株)への資金の預託です。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
減価償却費	306百万円	342百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	674百万円	24.00円	2020年12月31日	2021年3月26日
2021年7月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	674百万円	24.00円	2021年6月30日	2021年9月3日

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	674百万円	24.00円	2021年12月31日	2022年3月30日
2022年7月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	674百万円	24.00円	2022年6月30日	2022年9月2日

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

当社は、医薬品事業の他に不動産賃貸収入がありますが、重要性が乏しいことからセグメント情報については記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

当社は、医薬品事業の他に不動産賃貸収入がありますが、重要性が乏しいことからセグメント情報については記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

		当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
製商品売上高	腎・透析領域	8,756百万円
	皮膚疾患領域	9,107百万円
	アレルギー領域	13,077百万円
	その他	4,113百万円
その他の売上高		260百万円
計		35,315百万円

(注)その他の売上高に、顧客との契約から生じる収益以外の収益として不動産賃貸収入150百万円が含まれています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純利益	79円68銭	101円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,238	2,856
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,238	2,856
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,089	28,096

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2022年7月29日開催の取締役会において、第131期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を当社定款の規定に基づき、次のとおり行う旨決議いたしました。

- (イ) 中間配当金の総額 ..... 674,374,368円  
(ロ) 1株当たりの金額 ..... 24円00銭  
(ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 ..... 2022年9月2日

(注) 2022年6月30日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し支払を行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年10月28日

鳥居薬品株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井雄次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田徹

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鳥居薬品株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第131期事業年度の第3四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、鳥居薬品株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。